

更新研修（実務に従事した経験のない方対象）

再研修（介護支援専門員証の有効期間満了日を過ぎている方）

## 令和2年度

# 山口県介護支援専門員更新研修（実務経験なし）・ 山口県介護支援専門員再研修 開催要綱

### 1 目的

- (1) 「介護支援専門員更新研修（実務経験なし）」にあつては、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、介護支援専門員として業務に就く際に必要な知識及び技術の向上を図るとともに、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。
- (2) 「介護支援専門員再研修」にあつては、介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再習得を図ることを目的とします。

### 2 受講対象

- (1) 「介護支援専門員更新研修（実務経験なし）」にあつては、介護支援専門員証の有効期限が、令和4年(2022年)3月31日までに満了する者で、これまでに介護支援専門員として実務に従事した経験がない者及び、2回目以降の更新者にあつては、更新前の有効期間満了日以降に実務経験がない者。

※研修延期に係る特例措置有り

- (2) 「介護支援専門員再研修」にあつては、介護支援専門員証が失効した者又は、登録後5年以上実務に従事した経験がない者等で、今後、介護支援専門員証の交付を受けようとする者。

### 【特例措置について】

当研修は、例年8月上旬迄に終了しておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応で、開催を延期しております。

このため、(1)「介護支援専門員更新研修（実務経験なし）」を受講される方で、研修期間中に有効期間が満了し、本来の資格更新時期を過ぎてしまう方については、当研修の募集受付後、令和2年12月31日まで（研修修了後の介護支援専門員証の更新手続き完了までを見込んだ期間）の間は介護支援専門員の資格を喪失しない取り扱いとします。

研修修了後は、速やかに介護支援専門員証交付申請書類一式（第6号様式等）を提出し更新手続きを行ってください。

詳細につきましては、募集受付後に該当される方に対して、山口県から個別にお知らせします。

### 3 定員 180名

### 4 受講決定

- (1)受講の可否については、後日申込者へ通知します。
- (2)受講希望者が定員を超えた場合、下記の優先順位により受講を決定します。

| 優先順位 | 受講者条件                                   |
|------|-----------------------------------------|
| 1位   | 再研修受講者で今年度中もしくは次年度就業予定のある方。             |
| 2位   | 令和3年(2021年)3月31日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方。 |
| 3位   | 受講申込書を受け付けた順番                           |

※新型コロナウイルス感染症予防対策により各コース60名定員とします。申込人数が120名に満たない場合2コースで実施します。ご了承ください。

### 5 受講上の注意事項

- (1)欠席は原則として認められません。
- (2)遅刻、早退も、欠席と同様に科目未受講となりますので注意してください。
- (3)新型コロナウイルス感染症予防対策のため、各自、受講当日朝の検温、日中の手洗い、入退室時のアルコール消毒、マスク着用等の徹底をお願いします。

### 6 研修日程

#### 講義・演習(54時間)

別紙「介護支援専門員更新研修(実務経験なし)・介護支援専門員再研修日程表」をご参照ください。講義部分は動画配信にて受講していただきます。ネット環境の無い方は事務局へご相談ください。演習部分は新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で密にならないよう配慮し、集合研修にて受講していただきます。

### 7 会場

山口県セミナーパーク(※詳細は受講決定通知時にお知らせいたします。)

### 8 申込方法

- (1)別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、必ず郵送にてお申込みください。  
FAX、電話、メールでの申込みは受付けることができません。
- (2)受講申込書に介護支援専門員証(※)のコピーを添付してください。  
※ 県から交付を受けていない場合は不要です。
- (3)新型コロナウイルス感染症や災害等の緊急時に備えて、自宅電話番号と携帯電話番号の記入をお願いします。また、資料印刷、動画視聴用ID、パスワードをお知らせするためのメールアドレスも併せて記入をお願いいたします。

### 9 申込期限

令和2年7月31日(金)(山口県介護支援専門員協会 必着)

受付完了後、自宅に受講証及び受講料請求書等を送付します。8月14日(金)までに通知がない場合は、山口県介護支援専門員協会(083-976-4468)までお問い合わせください。

## 10 受講料（教材費等） 26,700円

## 11 研修テキスト

「〈七訂〉介護支援専門員実務研修テキスト（全2冊セット）」：8,800円（消費税込、送料込み） 平成30年11月 一般財団法人長寿社会開発センター発行

上記テキストを使用します。購入を希望される方は申込書のテキスト希望欄に○を記入してください。テキストは中央法規出版より郵送となります。

- ※ 上記テキスト代と受講料を合わせてご請求いたします。テキストのご希望の無い方は、受講料のみとなります。振込用紙をお送りいたしますので、納入期限内にお支払いください。入金確認が取れた方に資料印刷、動画のID,パスワードをお知らせいたします。
- ※ 山口県社会福祉協議会実施の研修で使用したテキストとは異なりますので、ご注意ください。

## 12 修了証明書の交付

全ての課目を修了された方には、一般社団法人介護支援専門員協会 会長名の修了証明書を交付します。なお、紛失等による修了証明書の再発行には、1通につき1,000円の手数料が必要となりますので、受領後は、大切に保管してください。

## 13 個人情報の取扱い

本研修での個人情報の取扱いは、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託契約を「名鉄観光サービス株式会社 山口支店」と「中央法規出版」と交わしています。本事業において、取得した個人情報は、個人情報保護法および本会個人情報保護方針に基づき、安全かつ厳密に管理します。本研修の運営以外の目的には使用しません。

## 14 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、開催が延期、受講形態が変更される場合がありますことをご了承お願いいたします。
- (2) 研修実施時期は台風、大雨などによる道路の通行止めや渋滞、公共交通機関の遅れなどが予想されます。安全に十分留意され会場にお越しくください。
- (3) 研修会場内での飲食は可能です。昼食は各自で準備してください。また、ゴミは各自で持ち帰りください。（セミナーパーク内の食堂は現在休業中です。）
- (4) 本研修は厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練指定講座に該当します。制度の詳細は当協会ホームページ (<https://www.y-cam.jp/>)、または別添のチラシでご確認ください。希望される方は、お住まいの地域管轄のハローワークで研修1か月前までに教育訓練給付資格を受け、8月15日までに受給資格確認通知書の写し（コピー）を事務局まで郵送してください。

## 15 申込み・問い合わせ先

### 【研修制度全般、受講要件に関すること】

山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

担当：小野

TEL：083-933-2788 FAX：083-933-2809

### 【研修申込み先・その他、本研修実施に関すること】

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

〒753-0072 山口県山口市大手町9-6 社会福祉会館 4階

担当：杉本、福本

TEL：083-976-4468 FAX：083-976-4469

E-mail：kaisenkyo@y-cma.jp

## 16 会場周辺地図 <山口県セミナーパーク>

〒754-0893 山口市秋穂二島1062

